

令和7年度白井市地域防災計画の修正について

1 修正の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市町村は地域に係る防災に関する計画を作成する責務があり、白井市防災会議は、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされていることから、前回修正後からの環境の変化を踏まえ、見直しを行うもの。

2 修正の考え方

- (1) 地域防災計画の見直しの検討は、災害対策基本法に基づき、環境の変化等を踏まえ、毎年行う。
- (2) 地域防災計画は、国及び県の計画と一体をなすものであり、相互が有機的に作用してはじめて防災行政が効果的に推進されるため、上位計画に抵触しないよう整合を図る。
- (3) 近年に発生している災害等の最新情報を収集し、実効性のある計画に整えていく。

3 主な修正内容

(1) 県からの情報提供による修正

県に報告した令和6年度修正に対して、県から意見（助言・勧告）はなかったが、次回修正の際に留意すべき内容の情報提供を受けているため、反映させるもの。（県庁内関係部署からの意見、気象情報発表基準等の追記、関係機関の連絡先等）

(2) 市独自の要因による修正

第6次総合計画との整合及び令和6年度に修正しきれなかった課題等の修正を行うもの。

（災害対策本部体制、各部各班の事務分掌、遺体検案所、土砂災害警戒区域等）

(3) その他

協定名称の変更、誤字脱字等の修正

4 スケジュール

4月～9月	課内審議
10月	各課照会（10月17日～31日）
11月	庁内検討委員会（11月10日）
12月	パブリック・コメント（12月5日～1月4日）
2月	防災会議（書面開催）
3月	行政経営戦略会議、市議会への報告
4月	製本・配布